

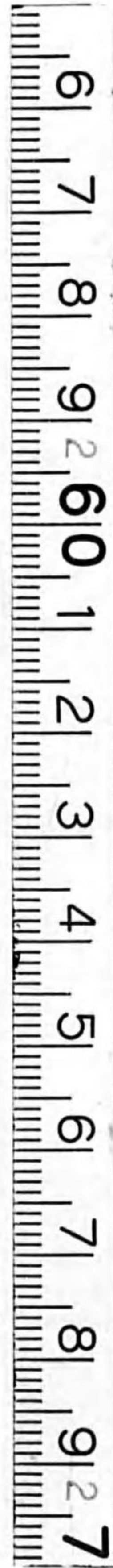
文 部 省
教 育 映 畫 時 報



6

昭 和 六 年 四 月

文 部 省 社 會 教 育 局



始



目次

新刊映畫解説

かがやく愛

タノシキ

全國民衆娯樂調査

三、映畫製作に於ける児童使用に關する各國の規制

附録

フィルムに就て

フィルムの貸與に就て

文部省製作映畫目錄

發行所寄贈本

一

二四

三二

三五

四七

四九

五三



内 容

(ゴヤツク文字を附めた箇所は映
畫中の字幕を採つたものである)

二

どうだい

今度はパツカードの三十年型だよ

僕の方だつて

ポンテアツクだせ

ひつきりなしに左右に往き交ふ様々な自動車を、互に自分の持物でもあるやうに、無邪氣に自慢しあつて居る二人の少年があります。

夫はとある都會の街はづれにある橋の上、春の日さしもうらゝかな日曜日の中でした。少年の名は、洋服姿の方を信治、和服姿の方を三吉と云つて、隣同志の仲好しでした。

折から三吉の持分と定められた道の方から、がたりごとりとやつて來たのはぼろ／＼のフォードの舊型自動車です。信治はすつかり喜んで、

最高級だね

と三吉を冷かしました。三吉も少々閉口の態で頭をかきましたが、信治は圖に乗つて、

中に乗つて居る奴の
顔が見たいね

と云つて笑ふ途端、丁度二人の前へさし掛つた件の自動車の窓から顔を出して、にこ／＼と笑ひかけたのは意外にも校長先生です。二人はすつかり狼狽して、腰かけて居た橋の欄干から飛び下りてお辭儀をしました。

之で二人の自動車品評會もすつかり流れてしまつたので、一先づ休憩といふことになつて二人は懐からお菓子を出しました。

ふと三吉が氣がついて見ますと、二人の足元に二匹の犬がきちん顔と顔を並べて座つて居ます。さつきから二人の落す菓子の食片でも頂戴して居たのでせう。二人は、こんな首輪もない宿無し犬につきまとはれては面倒と、早速の氣轉、菓子の

三

一つを遠くへ投げてやつて犬が夫を拾ひに走つて行つた隙に、一散に駈け出ししました。

やつとの事で、とある家かげまで逃げて来て、ほつと一息ついた二人はふと足元を見て、「おやつ」と吃驚しました。二匹の犬はいつの間にもやら又も二人の前に並んで座つて居たのです。二人は少からず困却の態でしたが、流石に可哀さうになつて各々一匹づゝを抱き上げました。

信治のお父さんは會社員で、中々贅澤に暮して居ました。夫といふのも、お母さんが虚榮心の強い、何事も他人に負ける事の嫌ひな派手好みの性質だったので、一家の主婦たるお母さんの性質が自然家庭生活にも反映して居たのです。信治のお母さんはどちらかと云へば冷たい柔かみの缺けた性質でした。たつた一人の子の信治に對しても、唯がみ／＼とやかましく小言を言ふ事が多くて、温かな愛情で我子を慈しみ育くむと云ふ事がありませんでした。だから信治が犬をつれて歸

つたときいても、

本當にこの子は

ろくな事をしないよ

と頭から叱りつけました。さうして女中に

早く捨てゝおいて

若し歸つて來たら

狂犬だと云つて交番へ届けて

おしまひ

と云ひつけました。可哀さうな犬は首に綱をつけられて女中に曳いて行かれようとしたが、折角拾はれたばかりのところを又何處かへ捨てられるのは無心な犬乍らも厭なのでせう。哀れな聲できやん／＼と鳴き立てゝ曳いて行かれまいとものがきました。けれども信治のお母さんは、その哀れな鳴聲も信治の懇願も耳に入れません。二人は耕つて坐す時、五丁の對面、一方三吉の拾つた犬はどうなつたでせう。

三吉の家は貧しい桶屋でした。お父さんもお母さんも教養には乏しい人達でした。けれども二人は持つて生れた温かい正しい性質に依つて、世にも美はしい家庭を造つて居ました。三吉はさうした美しい家庭に育てられたと云ふ事だけでも、物質的に何の不足もない信治よりは遙かに幸福だつたのです。同じやうに三吉に拾はれた犬も、信治に拾はれた犬よりは遙かに幸福でした。

三吉の両親は大喜びでこの珍客を歓迎しました。さぞお腹が空いて居るだらうと云ふので、早速おいしい御飯が持ち出されました。お父さんはビール空箱を利用して大小屋の建造にとりかかりました。さうして一家總出でこの珍客をもてなして居るとき、三吉の耳に入つたのは隣の信治の家から聞えるけたましい犬の鳴き聲でした。

三吉は吃驚して飛び出して見ると、犬は今しも女中さんの手に依つて曳き去られようとして居ます。信治はお母さんの傍で不足さうに之を見送つて居るところです。三吉は思はず

どうしたの

又驚と叫びました。信治のお母さんは思はずはつとしましたが流石に他人の三吉にまで「犬を捨てに行く」とは云へません。突嗟の智慧で、

犬のおうちを注文に行く所ですよ

とごまかしてしまひました。信治は吃驚して何か云はうとすると、お母さんからぐつとにらみつけられました。三吉の飛び出したおかげで犬は捨てられるのを免がれたでせうか。

その夜三吉は新らしく家族の一員となつた犬の事を考へると嬉しくて堪りませんでした。夕飯のときに出たお魚の煮付は三吉の犬の好物でしたが、あとで犬にやらうと思つたので箸をつけなかつた位でした。とうとうお母さんが夫を見付けて、

なぜお魚を食べないの

と不思議さうに訊ねます。三吉は暫らくもぢくして居ましたが、やがて

てしまはうとするやうに、
 なあんだね、そんな事で喧嘩するものがあるかね

と朗らかに笑つてしまひます。さうして力強く、
 桶屋だつてちつとも耻かしい事はありやしないよ

と云ひ乍ら三吉の涙に汚れた顔をふいてやります。三吉はお母さんの顔を見上げ
 ました。さうしてお母さんの明るい力強い眼差しを見ると、自分までが明るい力
 強い氣持になるやうな氣がしました。

事、三吉はどこからか乳母車の古いのを引ばり出して來ました。お母さんが、
 それをどうするの

と訊ねても、三吉は笑つて、
 今にわかるよ

とばかり、何も云ひませんでした。自動車の何よりも好きな三吉は、やがてこ
 の乳母車を自動車らしいものに改造したのです。三吉は早速乗り込んでハンドル
 を握つて見ましたが、何の動かう道理もありません。之には流石の三吉も少々閉
 口しましたが、やがて一つ妙案を思ひつきました。

間もなく三吉の自動車は意氣揚々と街路へ進出しました。車の前には綱でくゝり
 つけられた犬がちよこくと走つてゐます。車上の三吉は四方を睥睨して大得意
 です。ところへ曲り角から飛び出したのは見知らぬ一匹の犬、三吉の自動車の原
 動機はこの犬を見ると、肝腎の職務を忘れ、猛然と新しい相手の方へ突進したの
 で、不意を食つた三吉の自動車は苦もなく顛覆、三吉は街路へほうり出されまし
 た。

やがて三吉にも信治にも、その楽しい小學校時代の終りが來ました。信治は云ふ
 までもなく中學校へ入學しました。三吉も勿論上の學校へ入り度かつたでせう

が、しかし彼の頭には、早く一人前の働き手になつて、お父さんやお母さんを樂にして上げなければならいと云ふ意識が強く動いて居ました。

夫許りでなく、三吉には數年來持ち續けて來た一つの憧憬があつたのです。夫は自動車の運転手になる事でした。けれども小學校を卒業したばかりの三吉には、まだ運転手になる資格がありません。そこで彼は兩親にせがんで、乗合自動車の少年車掌に應募しました。いよいよ首尾よく採用と云ふ事になつて、甲斐々々しい少年車掌の制服を着たときの兩親の喜びはどんなだつたでせうか。今までは唯子供と許り思つて居た三吉が、かうして世の中へ出て立派に働けるやうになつたのですから。

本當によく似合ふよ

とお母さんは嬉し涙を浮かべながら云ひました。お父さんも傍から

しつかりやるんだぞ

と勵ますのでした。

かうして新らしい三吉の生活が始まりました。勿論、この新らしい生活には數々の苦しい事や厭な事もありました。殊に三吉が一番厭な思ひをしなければならぬのは、今では中學生になつて居る信治や其他の級友達が、三吉の乗つて居る乗合自動車へ乗つて來るときでした。信治の眼には一種の誇りと侮りの色が見えます。さうしていきなり三吉の前へ切符をつき出して

桶屋くん

と怒鳴つたりするのです。さうすると他の級友達までが意地悪くどつと聲を合せて笑ふのです。併しそんな事は、もう三吉にとつては何でもない事でした。彼は光明に輝く未來を少年らしく夢みながら、一心不乱に働きました。

歲月は三吉の上にも信治の上にも同じやうに流れて行きましたが、二人の運命はその生活と同じやうに段々別々の道へとわかれて行きます。全く性格の違つた母親を持つた二人の少年は、生れながらにして全く異つた運命を辿るべく定められ

立派な若者になつた三吉でした。三吉はもう少年車掌ではなく、このガレージで三吉運轉手の助手をつとめながら、運轉手の試験を受ける準備をして居るのです。やがて顔を洗つた三吉は、お母さんに

今日はお前の好きなものだよ

と云はれて、こゝししながら辨當を開いてぱくつき初めます。お母さんは嬉しそうにその有様を眺めて居ます。お母さんの眼から見た三吉は、いつまでたつても子供でした。

三吉は一日の激しいつとめを終へて家へ歸ると、お母さんの臺所の手傳ひやら、お父さんの肩を叩いて上げるやらで、中々多忙でしたが、三吉の顔は常に明るい希望に輝いて居ました。

僕が免許状をとるまでの辛棒です。さうすればお父さんなんか働かせはしません

と三吉は口癖のやうに云ふのでしたが、さうした言葉がどんに両親を喜ばせたでせう。お父さんも負けぬ氣になつて、

馬鹿云ふな、俺だつてまだ樂隠居といふ年ぢやないぞ

と力んでは、お母さんや三吉を笑はせるのでした。

まゝ助手時代の三吉にとつて、一番の大事事件といへば、夫は信治に出會つた事でした。ある夜、三吉が助手として乗つて居る車を手上げて止めた客がありました。三吉が車から降りて扉を開けやうとする途端、舌さへよく廻らない口から酒臭い息を吹きかけて、

呼んだんぢやない、敬禮したのさ

と云つたのは意外にも信治でした。三吉は思はず、

信治さん 早うお母さんにもお父さんにもお話をしなさい、三吉もお母さんにもお父さんにもお話をしなさい、と叫びましたが、之で信治も氣がついたと見えて、酔眼を据へながら、

やあ桶屋君だね、今度は圓タクの助手か、と冷かすやうな口調でしたが、その足下はひよろ／＼して今にもころぶかと思ふ大へ程です。三吉も之には殆ど呆れましたが、流石に昔の親友と思へば、

大分酔つてゐるね、怪我をするといけない、送つて上げようと思へば、

とやさしく云ひましたが、信治はふんふんと笑つて、

仲々商賣上手だね、併し乗るに忍びんよ、舊友の車にはね

とばかり相手にしません。そのうちに運轉手から「もうそんなものに構つてゐないで早く行かうよ」と促されて、三吉も仕方なく再び車に乗りましたが、後には信治の人を馬鹿にしたやうなけたましい笑聲が聞えました。

三吉は運轉手の試験に合格しました。三吉が子供の時代から夢みて居た理想がいよいよ實現したのです。三吉自身の喜びは云ふに及ばず、両親の喜びも亦例へるものもない程でした。お母さんは免許状を手にとると、もう涙ぐんでしまつて、
まあよかつたね

とばかり言葉もない程でした。やがてお母さんは針箱から一通の貯金通帳を取り出して、

これはお母さんがやつと貯めたのです。なんかの役に立てよおくれ

と三吉の前へ置きました。三吉は吃驚して通帳を取り上げました。勿論夫は大した金額が記入してあるわけではありません。けれども、夫はお父さんとお母さんとが數年間の血と汗の結晶です。三吉にとつては何物にも代へられぬ貴い贈物です。三吉はじつと通帳を見つめて居るうちに、眼が涙に曇つて何も見えなくなつてしまひました。

お母さん濟みません

三吉は思はずお母さんにすがりつきました。彼は今更のやうに激しく両親の眞情に打たれたのです。

かくして三吉は両親の心盡しに依つて、中古のシボレー自動車を一臺手に入れる事が出来ました。彼はいよいよ全く獨立獨歩の身となつて、勇ましく生活戦線に一步を踏み出したのです。

ある夜、人通りもあまり無い寂しい街路をとぼ／＼と力無く歩いて行く男がありました。彼はふと立止つて何やらの廣告を見上げます。夫は「北海道行人夫募集」のポスターです。淡い電燈の光に照らされて浮び出した疲れきつた顔、それは信治の父でした。彼はポスターを見ると、深い溜息をついて又力なく立ち去ります。不幸な家庭生活、失職、我子の墮落、さうした打續く不幸に彼は全く打ちのめされてしまつたのです。その顔その姿、どこにも昔の面影はありません。迪々しい歩みをつゞけて行く後から疾走して來た一臺の自動車、あつと云ふ間もなく彼を轢き倒しました。通りかゝつた一人の巡査が驚いて駆け寄りました。之を見た自動車の運轉手は面倒と許りテイルライトを消して、一散に逃げて行きます。丁度折よくそこへ通りかゝつたのが三吉の運轉する自動車です。巡査は直ぐ様之を止めて口早に、「轢き逃げだ、頼む」と飛び乗ります。三吉の自動車は矢のやうに轢き逃げの自動車を追ひました。數刻の追跡の後、三吉の車は前の車と並びました。巡査の命令で停止した車をのぞき込んで三吉はあつと許り驚きました。夫は

一人の女を連れた信治でした。信治も三吉の顔を見て、思はず頭を垂れてしまひました。二人はかうして又も不思議な偶然から巡りあつたのです。

この事件は、荒み切つた信治の心に大きな衝動を與へました。父の病床を、母や三吉と共にとり圍んだ信治が、涙にぬれた顔を上げて三吉の手を握つて、
三吉君、僕は一体どうすればいゝんだらう。
 と叫んだとき、三吉は力強い口調ではげますやうに言ひました。
働き給へ、それがお父さんに對しても、社會に對しても、又君自身にとつても、唯一の道なんだ。

この三吉の力強い言葉は、信治に一道の光明を與へたのでした。おありませぬ、その後、三吉の運轉する自動車の助手席には、生れ代つたやうな信治の、希望に輝いて生き／＼とした顔が見られるやうになりました。

夕 又 吉

(漫画)

全一卷

皆さんは、おとぎのお爺さんを知っていますか。

この世の中で、おとぎのお爺さんほど面白いお話を澤山知って居る人はありません

おとぎのお爺さんはいつもシヤボンタマの中からお話を吹き出すのです

お爺さんは、今日は、一體どんなお話をきかせてくれるのでせう。やがてお爺さ

んはいつものやうににこ／＼笑ひながら皆さんの前へ現はれて、シヤボン玉を吹

き初めます。玉が段々大きくなつてふわり／＼と宙へ浮び出すと、見る／＼うち

に頭が生へて、手足が生えて、尻尾が生へて、玉は一匹の狸になりました。さう

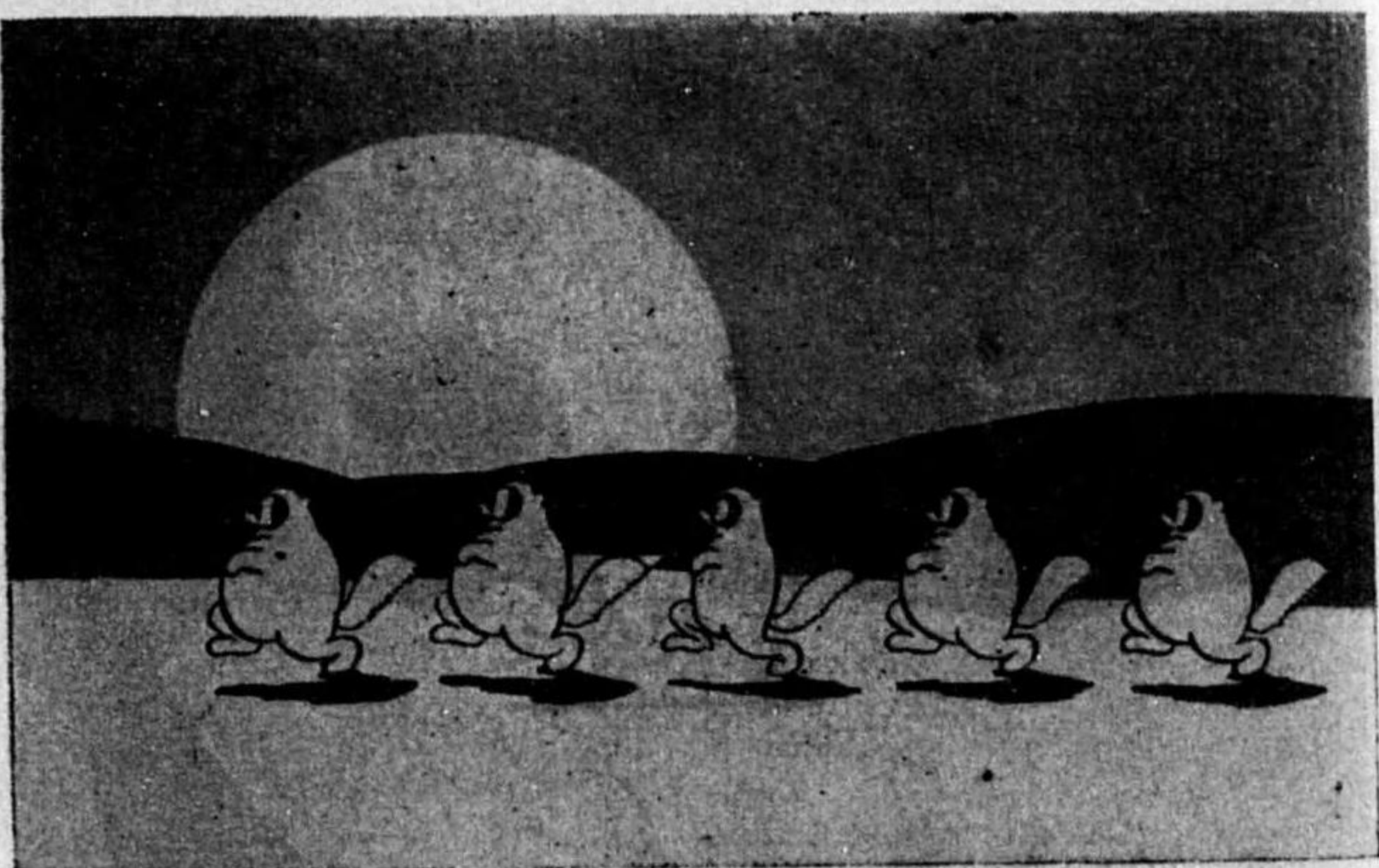
して／＼と宙返りを打つて、びよんと立つて、皆さんに敬禮しました。

つゞいて玉が吹き出される度毎に、次から次へと現はれる大狸小狸、最後に吹き

出されたのがタヌ吉です。

お腹の小さいタヌ吉です。

狸はみんな手をつないで、



皆さん、今日は

とお辭儀をして、やがて節面白く歌ひながら踊り

初めます。

しよ、しよ、證城寺

證城寺の庭は

つ、つ、月夜だ

皆出て来い、／＼、／＼

おいらの友達や

ポンポコポンのボン、ボン、ボン

やがて狸達は、お月さまがにこ／＼笑ひながら見

下して居る證城寺の庭へ現はれます。こゝで、狸

達は各々自慢の腹鼓を打つて、狸囃子をして遊ぼうといふのです。ところが



おしまひにはとう／＼富士山の上まで上つてしまひました。タヌ吉は今では大喜び、ふと見ると恐しい大きな顔がにこ／＼笑ひかけましたので、タヌ吉は又吃驚しましたが、よく見ると夫はお馴染のお月さまでした。雪中のこのやあお月さんは下で見る時より随分大きいんですねと早速話しかけますと、お月さまは唯にや／＼笑つて居る許りです。僕はこれから世界中を飛んで歩いて、この立派なお腹をみせびらかしてやらうと思つてるんですとタヌ吉が云ひますと、お月さまはそんな危ないことはよしたがよい。それよりか早くお家へ歸つてはどうかね

と親切に云つて下すつたのですが、有頂天になつてゐるタヌ吉はこの有難い忠告

も耳に入りません。お月さまなんて、案外話せないもんだなとふ／＼と鼻であしらひながら、又もふわ／＼飛び去つてしまひます。

所が突然タヌ吉のゆく手をさへぎつたのは、恐しい真黒な雲でした。やがて大風が吹いて来てタヌ吉はあつといふ間もなく、枯葉のやうに吹き飛ばされてしまひます。流石のタヌ吉もしばらくは生きた心地もありませんでしたが、そのうちに風も止んだので、タヌ吉は又得意になつて飛び廻つて居ますと、向ふから鳥が大勢で飛んで来ました。見ると今まで見た事もない、鳥にしては少々變なもののがふわ／＼飛んで來ますので、皆タヌ吉を取りまいて物珍らしさうに眺め初めました。タヌ吉は大得意で、得意な鳥も、雪中のこのやあお月さんと同じやうに、どうだい鳥君、世界廣しといへども空を飛べる狸は僕くらひのものだよ。お月さま、そのも自慢しますと、鳥は大いに笑つて、

いばつてら、君はただフワリ／＼と浮んでゐるだけぢやないか、僕達はどこへだつて思ふ様に飛んで行けるんだぜ

全國民衆娛樂調査

その趣旨と経過

本省に於ける民衆娛樂改善に關する施設は相當古い歴史を有し、映畫及び蓄音機レコードの認定、推薦、調査等は益々重要性を帯び來つてゐるが、特に最近に於ける民衆娛樂の急激な發展は、更にこの施設擴充の急務なるを告げてゐる。そこで、その一般狀況を觀察し、右の計畫の立案に資すべき基礎的材料を蒐集せんとして、昭和五年五月全國道府縣に對し「全國民衆娛樂調査」を行ふこととなつたのである。

爾來約半歳、材料の蒐集を終り、一部編整を了したので、同年十一月十日に「全國に於ける民衆娛樂設備の概況」を速報的に發表したが、越えて本年三月には、全國の農村及漁村に於ける娛樂の一般狀況及び郷土娛樂についての調査結果を、民衆娛樂調査資料第一輯「全國農村娛樂狀況」として刊行した。このパンフレットは今後續刊の豫定であつて、單に今回の調査結果のみならず、ひろく民衆娛樂に關する資料を輯録する意向である。

一、調査事項

(一) 娛樂設備

(イ) 興行場 (活動寫眞館、劇場、寄席、觀物場)

(ロ) 遊技場 (大弓場、撞球場、舞踏場、射的場、圍碁、將棋會所、麻雀クラブ、魚釣場等)

(ハ) 運動競技場 (陸上競技場、野球場、庭球コート、プール、海水浴場等)

(ニ) 公園

(ホ) 動物園

(ヘ) 水族館

(ト) 植物園

(二) 農村及漁村に於ける娛樂

(三) 男女青年團に於ける娛樂及その施設

(四) 道府縣に於ける娛樂施設及娛樂に關する方針

二、調査年月

昭和四年十二月末

三、調査方法

道府縣に對して通牒を發し、調査事項に就て所定用紙に記入を依頼し、その調査票を蒐集して編整す。

映畫製作に於ける兒童使用に關する各國の規制

活動寫真映畫の製作にあつて、屢々幼少の兒童が、時には嬰兒すらが使用されるといふことは周知の事實である。然しながら、彼等兒童の教育、保健等の問題に關しては未だ一般に顧慮されてゐない。映畫製作に未だ身心の十分に發育せざる兒童を使用することは、種々の危険弊害等が伴ふことは直ちに想像し得るところであるが、彼等兒童の勞働状態に就ては組織的な研究調査がなされたのを聞かない。従つて、その危険弊害の性質、程度等は勿論、危険弊害の存在そのものすらが憶測に止まるに過ぎない。これは恐らく、映畫製作なる新事業が生誕以來日猶淺く、他の事業に比して少數であり一般的ならざる爲に、その影響も尠く、従つて看過されてゐるのであらうが、斯業が益々發展し隆盛なるに従ひ、兒童使用の問題も當然重要視せらるべきものと思はれる。而して、我々の最も知らんとするところは、映畫製作に兒童を使用することに就て、現在各國に於て如何なる規制が設けられてゐるかといふことである。

この事に關して、先年國際勞働局が調査したる結果が同局の機關誌「國際勞働評論」に掲載された。該記事によつて、歐米諸國に於ける映畫製作に兒童使用の規制を概観すれば次の如くである。

オーストリア

オーストリアに於ては、映畫製作に於ける兒童使用は一般興行物の兒童使用に關する一九一八年十二月十九日の法令の條項に依つて規定されてゐる。「兒童」なる言葉は十四歳以下の少年少女を意味する。兒童を一般興行物及び公演に使用し従事させてはならない。但し、夜業及日曜休日に於ける就業に關する法規が守られるならば、地方教育當局は、藝術、教育又は科學の利益の爲に除外例を認め得る。

フランス

フランスに於ては、一般公演の兒童使用に關する法令は映畫撮影所を包含してはゐない。何等直接の規制なく、如何なる年齢の兒童も使用し得る。然し、この事態は輿論を喚起して、法規修正が下院の議案の題目となつてゐる。これは劇場及び巡回興行

に於ける兒童使用に關する法規の條項を修正し、且つそれ等を今日の要求に合致せしむる事を目的としてゐる。提案せられたる改正は、文部大臣に依つて指名せられたる委員會の仕事に屬する。この委員會は文部、勞働、美術、各大臣、警視總監、劇場映畫會社其他演劇關係の職業の支配者を代表してゐる。議會に提出する爲にこの委員會によつて草案された報告の中に次の如き一節がある。「現行法の發布以後に於て活動寫真事業は生誕し普及するに到つた。現行法はそれを豫見してはゐない。従つて、映畫製作所に於ける兒童使用は何等の法的拘束をも受けてゐない。我々は、最も幼弱なる兒童によつて演せられる多くの映畫を見る。映畫業者は文部大臣に依つて指名せられたる委員會に材料を提供する時、彼等自身すら映畫に兒童を使用することの弊害を歎息せざるを得なかつたのである。映畫製作の方法、殊に畫面の鮮明を保つ爲に欠くべからざる強度の照明ライトの使用は、演者の神經組織特に視覺に甚大なる影響を與へる。成年者すらこれより免かれ得ざるものとすれば、未だ器官の十分に發達せざる兒童等の視覺及び神經組織に及ぼす弊害に到つては如何程であるか」

この議案は、映畫製作業に他の職業と共に十五歳以下の兒童の使用を禁止せんと提議してゐる。尤も巴里に於ては文部大臣及び美術大臣、地方に於ては知事の許可を得て、特定の演劇並に映畫に限り、劇場又は映畫製作事業に若干の兒童を使用し得る除外例がある。

前述の如く、義務教育法令は他の職業に於けると同様に、斯業に於ても兒童の無差別的な使用を防止してゐる。即ち、フランスに於ける法令は、六歳以上十三歳迄の兒童は學校に出席することを強制する。しかし、十一歳になれば學業上達の證明書を得て、以後の就學義務を免除される。

ドイツ

獨逸に於ては二つの制度が兒童使用を規定する。一はベルリン市に適用される一九二四年六月三十日附の警察令であり、他は産業經營に於ける兒童使用を規定せる一九〇三年三月三十日附の法令を修正した一九二五年七月三十一日附の法令である。一九二五年の法令は一般的適用を規定してゐる。

ベルリン警察令は、映畫撮影所に於て三歳以下の幼兒の使用を絶対に禁止して、如何なる除外例も認めない。三歳以上義務教育終了（略々十四歳）迄の兒童は、警察より許可證を得て使用され得る。然し、この許可證を得る條件は極めて嚴重である。兒童の出演する場面が、道德的、心理的、又は生理的見地より見て好ましからざるものと認めらるゝ時、或は兒童の想像力を過度に刺戟すると認めらるゝ時は、許可證は下付されない。撮影所内であれ、他の場所であれ、該許可證を使用する場合は、同所に就いての正確なる報告書の提出を要する。十人以上の兒童を使用する場合は、該兒童の就業開始前又は就業中の合間々々に於て、當局の承認せる兒童保安係に監督を一任せばならない。保溫・通風を適當に設備せる更衣及び待合の特別室を設置しなければならない。撮影所ならない。該室は兒童の兩親或は監督者以外の成年者の出入は許されない。撮影所の管理者は兒童等が該室内で正當に配慮されてゐるかを注意しなければならない。適當なる人物に依て兒童を絶えず監督することを要する。許可證下付の出願は、少くとも二週間前に、以下の詳細なる事項を記してなすことを要する。即ち、映畫の内容及び

主題、児童の出演する場面の精確なる情態、児童の役割の工合及び扮装の様子。若し児童が主要の役を演ずる場合はその年齢の届出を要し、且つ両親及び學校長の承諾を要する。最後に、映畫の撮影される場所に就いての精確なる報告を要する。

義務教育を受くべき児童は、授業時間中には使用を許されない。この條項の除外例は、野外撮影の場合にして且つ児童が主要の役を演ずる場合に限り認められる。但しこの場合は該児童の通學する學校長の承認書を要する。

如何なる児童も、就業時間共六時間以上使用してはならない。又、學校の始業時間及び午後八時以後は児童を使用することは出来ない。

照明ライトに關する興味ある規定がある。

即ち、児童の出演する映畫に於ては、艶消燈或は水銀蒸氣燈照明以外の使用を禁止する。而して、これ等の照明と雖も一回十分間以上に亘ることを許されない。

この法規は警察によつて取締られ、工業監督官は撮影所の如何なる個所へも隨時自由に入出し得る。映畫撮影開始の二十四時間以前に於て警察に届出を要し、出演する兒

童の住所及び學校名も通告を要する。

一九二五年の法令が一九二四年のベルリン警察令と異なる點は、藝術及び科學上の見地より望まじきものと認めらるゝ場合には三歳以下の幼兒の使用が許される點のみである。當局は先づ、許可すべき児童の綿密なる監督及び身體の保護について適當なる注意が行はれるといふことを知悉した上でなければ許可を與へない。この法規は、映畫製作者自身の子弟にも適用される。この法令には、ベルリン警察令と異つて照明の使用に關しては何等規定するところがない。

イギリス

英國の内務省は、英國に於ては映畫撮影所の児童使用を明白に取扱つた特殊法規は存在しないと報告してゐる。かゝる児童の使用はこの國に於ては一般的ではないと思はれる。内務當局は少年映畫俳優の使用は工場法の適用を受けるものと看做してゐる。又映畫撮影所は一九二一年の「女子年少者及び児童使用法令」の意味する「工業的事業」に包含されないと看做してゐる。この法令は十四歳以下の児童使用を「一般的

に規定し且つ特殊の職業に於ける児童使用の禁止及び一般的使用を規定する権能を地方當局に與へてゐる。この法規の趣旨は次の如くである。

- (一) 十二歳以下の児童を使用することを得ず。但し、地方附則によつて、児童の親達による児童使用を許可されたる場合を除く。
- (二) 十二歳乃至十四歳の児童は、日曜日には二時間以上、平日は午前六時以前午後八時以後は使用することを得ず。

(三) 十二歳乃至十四歳の児童は、學校授業終了前に於ては使用することを得ず。但し特殊の職業に於ては、児童の心身保護方策がなされるならば、授業終了前にも使用することを許可する。午前九時以前及び午後の使用は一時間を限度とする。實際には、すべての地方當局が夫々地方附則を設けてゐる。内務省の關係範圍では映畫撮影所に於ける児童使用に關しては、地方當局によつて何等特殊の注意も採られて居ないもの、如く、斯種の児童使用は前述の一般的法規の拘束を受けるものであらう。

イタリー

児童保護に關する一九二五年十二月十日附の法令は、活動寫眞映畫の製作に當つて十五歳以下の児童が、職業俳優として、又は他の方法によつて參加する事を禁止してゐる。然し、特殊の映畫製作の爲には、児童の使用が除外例として許可される。但し児童の品性並に健康保證の適當なる方策が行はれる事を、當局に於て認むるにあらざればその許可は與へられない。又、兩親或は後見人の承諾書を必要とする。

スエーデン

瑞典には、映畫製作に關して児童使用を規定する何等の法規も存在しないと報告されてゐる。瑞典の映畫に、往々児童の出演を見るが、斯る児童使用の増加は何等注意さるゝに到らない。斯る仕事は一般児童勞働法に該當する法規によつて規定される。然し、該法規は現在の儘では映畫製作に使用される児童の保護に就て不充分なりと考へられ、内務省に於ては斯の種の仕事にたづさはる児童の勞働條件を規定すべき方法を考慮中である。

アメリカ

米國に於ける映畫製作業は、殆んど全州カリフォルニア州ロスアンヂェルス市附近に集中せられ、アメリカ映畫の九割が同市に於て製作される。殘餘の映畫の大部分はニューヨーク市に於て製作される。斯業に兒童を使用してゐる他の州は、ニューヂャーシー、イリノイ、ペンシルヴァニア、ミンガン等の諸州である。斯業の兒童使用に適用する特殊法規を有するものは、ただカルフォルニア及びニューヨークの二州のみである。他の州に於ては、普通の兒童勞働法が適用される。カルフォルニア及ニューヨーク兩州に於ては、映畫製作の兒童使用は義務教育（學校出席強制）法令と關聯して、地方官廳の監督の下に行はれ、兩州何れも勞働省の所管範圍ではない。

カリフォルニア州及びニューヨーク州の法律には次の如き條項がある。

カリフォルニアに於ては、勞働局長の交付する許可證を有する者でなければ、十六歳以下の兒童は使用することが出来ない。この許可證下付に先立ち、勞働局長は

兒童の勞働の環境を知悉し、且つ兒童の教育がその両親或は親族の者の附添の下になされ、閑却さるゝ事なきを確知する必要がある。兒童等は就業期間中、撮影所所屬の教育局指定の教師によつて、毎日四時間授業を受けねばならない。これに關して、「米國映畫製作者配給者組合」は、各撮影所内に完備せる永久的教室を設置せんと企圖しつゝある旨を國際勞働局に通告して來た。

許可證下付を出願する兒童は、ロスアンヂェルスの教育局強制兒童福祉課の醫師に依つて、體格検査を受けねばならない。勤務時間は八時間に制限せられ、その中四時間は學校授業に宛てられるから、結局實際の勞働時間は四時間を超過し得ない。「米國映畫製作者配給者組合」の役員は、カメラの前に立つ實際の時間は一時間半を超えることは稀で、時には五分間位の時もあると報告してゐる。

ニューヨーク州に於ては、映畫製作のため十六歳以下の兒童を使用することを禁止してゐる。斯種の使用も市長の許可證を得る場合は認められる。但し、許可證は一週間毎に更新しなければならない。地方警察又は兒童酷使防止協會がこの規定を

強制する。

文部省で昨年開催した活動寫眞映寫技術者講習會の講演集が、今回左記の通り出版發賣されることになりました。希望者は直接發行所へ申込下さい。

〔活動寫眞映寫の理論と實際〕

四六總布上製 定價金二圓三十錢

東京市神田區表猿樂町二

發行所

南

光

社

振替東京五七五七番

フィルム頒布に就て

(規程摘要)

一、頒布フィルム

後掲目録に記載のものはすべて頒布す。一組二巻以上のものは、希望により各巻分割して頒布す。

二、頒布價格

後掲目録に記載の通り(全部一メートル四拾錢の割)

三、頒布申請の手續

フィルムの頒布を受けんとする者は別記様式の頒布申請書を本省に差出すこと。但し、フィルム觀覽の上頒布を受けんとする者には希望フィルムを本省映寫室に於て試寫供覽す

四、代金納入及びフィルム交付

フィルムの代金は、申請書受理後本省より送付する納入告知書により最寄日本銀行

本支店又は代理店に納入のこと。然る時は直ちに本省よりフィルムを交付す。但し、この場合フィルムの送料及び荷造費を要せず。

五、其他

フィルムの使用特に急を要する場合其他詳細に關しては、口頭又は書面を以て文部省社會教育局庶務課に照會のこと。

六、頒布申請書様式

活動寫真「フィルム」頒布申請書

一、活動寫真フィルム名稱

卷數

昭和三年文部省告示第三百四十二號所定ノ事項ヲ遵守スベキニ付右御頒布相成度

年 月 日

申請者

住所

氏名

名 印

文 部 省 宛

フィルム貸與に就て

(規程摘要)

一、貸與フィルム

後掲目錄中○印を附したるものに限り貸與す。

但し、皇室に關するフィルムは公益の目的を以て使用する者以外には貸與せず。

二、使用料

總て一卷一日に付金壹圓の割とす。

但し、往復共運送に要する日數は加算せざるも 使用期間満了の翌日中に發送せざる時は遲滯日數に對する使用料を追徴す。

三、運賃及荷造費

往復とも被貸與者の負擔とす。

四、貸與申請の手續

フィルムの貸與を受けんとする者は、別記様式による申請書をなるべく使用期日の

一週間以前に本省に到着する様差出すこと。

五、使用料の納入

使用料は前納とし、本省に於て申請書受理後送付する納入告知書に依り最寄日本銀行本支店又は代理店に納入のこと。

但し、急を要する場合は豫め郵便爲替にて前納するも差支へなし。

六、貸與申請書様式

活動寫眞「フィルム」貸與申請書

昭和三年文部省告示第三百四十三號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付左記ノ通「フィルム」御貸與相成度

記

一 フィルム名稱 卷 數

一 使用ノ目的

一 使用ノ期間

一 使用回数

一 使用場所

一 映寫機名稱

一 映寫技師ノ職氏名

一 説明者ノ職氏名

年 月 日

申請者

住所

職名 氏

名 印

文 部 省 宛

文部省
製作

活動寫眞フィルム目錄

(○印は貸與をもなすもの)

フィルム題名	内容	巻数	メートル数 (價格)
(一) 關東大震大火實況	本省撮影班が幾多の危険を冒して撮影せしもの、殊に第五卷には皇后陛下並攝政殿下の災害地御視察及傷病者御慰問又は良子女王殿下罹災民の爲に御針を運ばせらるる御模様等を拜寫せり。	五	一、一八〇 四七、〇〇〇
(二) 皇太子殿下御成婚の御儀	皇太子殿下赤坂離宮御出門並良子女王殿下御車より伊勢大より御目山度御同列にて御還啓迄御盛典の御模様を拜寫せるもの。	二	二八、〇〇〇 五四五
(三) 東宮同妃兩殿下御參拜	御成婚奉告の御儀を行はせ給ふ爲東京驛御發車より伊勢大廟畝傍神武天皇御陵及伏見桃山兩御陵御參拜の御模様を詳細に拜寫せるもの。	三	三六、〇〇〇 八二五
(四) 秩父宮殿下立山御登山	本省撮影班が多大の艱苦を嘗めて御勇敢なる殿下の御行動を洩なく謹寫し併て立山連峰の壯觀を撮影せしもの。	二	二八、〇〇〇 四三三
(五) 觀菊會	赤坂離宮に於ける觀菊會の御催し並に御苑の御模様を拜寫せるもの。	二	二八、〇〇〇 六五
(六) 皇太子殿下葉山海岸御水泳	葉山海岸に於て殿下が近侍の人々と共に御水泳遊ばされ水中射撃、水中筆書等に御妙技を發揮せらる、御模様を拜寫せるもの。	一	二〇、〇〇〇 二〇〇

(七) 運動競技の分解	競走、跳躍、投擲、庭球、野球、端艇、水泳等に就き一流選手の妙技を高速で撮影機にて撮影し主要部分を分解して示したるもの。	二	(111K・00)
(八) 女子の運動	最近勃興せる女子運動競技の實際を紹介せん爲、全日本女子選手権大會東洋選會に於ける各種競技の状況並二階堂體操學校及東京女高師の體操、舞踊遊戯其他を撮影し、一流選手の運動を分解して示したるもの。	二	(118・00)
(九) 麗はしき「日光」	名勝「日光」の壯麗華麗なる人工美と神秘幽邃なる天然美とを遺憾なく撮影せるもの。	二	(116・00)
(六) 納税北國の少年	山形縣下に於ける事實談に據り本省撮影班が當該村役場小學校及少年の家並實際人物に就て撮影せるもの。	二	(114・00)
(三) 皇后陛下御飼育の養蠶場	宮城内紅葉山の皇后陛下御養蠶場に於ける御實況にして、完備せる設備、御養蠶の御模様等を宮内省に於て詳細拜寫せるもの。特に陛下産業御奨励の思召を拜し得るは長き極みなり。	一	(115・10)
(三) 御渡歐の秩父宮殿下	明治神宮競技場に於ける御送別式より横濱御發着迄の御模様及艦内の御模様等を撮影せるもの。	一	(114・00)
(三) 日本アルプス縦走	本省に於て動植物等各専門家に委嘱し殊に松本女子師範教諭小泉秀雄氏を撮影指導者として總員十餘名一隊となり烏帽子岳より焼岳に至る北アルプス一帯大自らの壯觀及各種珍奇なる高山動植物等を撮影せるもの。	二	(119・10)
(四) 皇太子殿下樺太行啓	大正十四年八月皇太子殿下の樺太行啓に際し特に本省撮影班が殿下一行に隨行して稚内港の上陸より新領土各般の施設經營御巡察の御模様を詳細拜寫せるもの。	二	(117・00)

(五) 北海の海豹島	本省撮影技師が特に樺太島の援助を得て難航と危険を冒し同島に於ける温胸獸及海鳥の自然棲息状態並之が保護捕獲の状況を撮影せるもの。	一	(105・00)
(六) 北方の樺太の産業	我新附の富源たる樺太の漁業、林業乃至農牧業等の状況並同島先住民族の風俗等を詳細に撮影せるもの。	一	(112・00)
(七) 復活早慶野球戦	廿年振りに復活し全國野球ファンを熱狂せしめたる早慶戦の實況にして、特に本省のみ之を撮影し營業者にも頒布したるものにして記念すべき映畫なり。	一	(113・00)
(六) 帆走練習の大成丸	東京高等商船學校の練習船大成丸の帆走練習中の實況及岡田文部大臣視察の模様を撮影せるもの。	一	(116・00)
(元) 故郷の歌	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選一水車小屋の子を脚色し「日活會社」に委嘱し特に俳優の人選等に注意して入念に製作せるもの。輕薄なる都會の風を排し農村振興を強調せる興味深き映畫なり。	五	(114・00)
(三) 日本安藝の嚴島	特に實寫に秀でたる技師を派遣して秋の嚴島の風光が家榮華の昔を偲ぶ舞樂其他歴史地理に關する事項を參酌して撮影せるもの。	二	(110・00)
(三) 子供のお育て方	東京帝大小兒科部長栗山博士並前日本醫大小兒科部長石橋博士指導の下に數ヶ月を費して作製し至難なる子供のお育て方を最も懇切詳細に示したるもの。	二	(113・00)
(三) 傳染病の病原體	我國に於て製作せる最初の顯微鏡映畫にして東京帝大傳染病研究所技師内務技師佐藤秀三氏指揮の下に約半歳を費し病苦心の結果完成せしもの我國に於ける主要なる傳染病の病原體を網羅せり。	二	(113・00)

(五) 富士と五湖巡り	(四) 海の生物	(三) 日本天の橋立	(三) 蠅とその害毒	(三) 昔の競技	(三) 航空船にて復興の帝都へ	(三) 公衆東京見物
東京高等工芸学校寫眞部の助教授を指導者として本省撮影班が富士に登り更に山麓の所謂富士五湖を巡りて其の雄大にして明媚なる風光を撮影し加ふるに附近の地質植物歴史等に關する参考資料を兼ねたるもの。	東北帝國大學淺虫臨海實驗所に於て撮影せしもの、海の生物二十餘種の棲息状態を明細に収めたるもの。學術映畫として又通俗科學映畫として興味深かるべし。	由來橋立は日本三景中に數へられ世評高きに拘らず單獨に橋立のみを撮影して成功せる映畫殆んどなし。本映畫は同地に於て充分研究を遂げ特實寫に秀でたる技師及監督を派遣して苦心の結果完成したるものなり。	東京帝國大學傳染病研究所山田技師指導の下に完成せしもの。蠅の種類、發生、成育、蕃殖等の状態は勿論特色ある各種の構造等を明にし更に之等蠅が各種傳染病傳播の媒介を關し人間生活に及ぼす害毒を指摘してその驅除方法をも詳細に示したるもの。學術映畫と衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。	古來我國の宮廷に於て或は武士の間にて盛に行はれたる蹴球、打毬、流鏑馬、母衣引及台覧相撲等或は優雅或は勇壯なる之等競技の實際を廣く一般に知らしむると共に永く後世に傳へて國民教育上の資料に供せんとするもの。	本省技師を徵ケ浦海軍航空隊の新航空船に塔乗せしめ、前後數回に亘りて空中より復興途上にある帝都及其近郊を完全撮影し、加ふるに航空船の出航着陸乃至航行中の操作等を收めたるもの。	我國民に最も缺けたる汽車、汽船、電車、街路、公園、圖書館、集會堂等に於ける公衆としての道德作法を極めて容易に、且つ實際的に理解せしめんが爲めに從來の宣傳映畫の弊に鑑みて東京見物の劇に仕組みたるもの。宣傳映畫の弊に鑑みて東京見物の劇に仕組みたるもの。
二	二	一	二	三	一	五
(156,000)	(108,000)	(66,000)	(114,000)	(114,500)	(112,000)	(502,000)

(元) 雪の北越	(六) 情の光	(七) 我國の古武道	(六) 我國の製鐵工業	(五) 壺 (線畫)	(四) 日本雪の松島	(三) 蚊の一生と疾病の傳播
特派寫に秀でたる技師を丈餘の雪に埋もれる北越地方に派遣して其の特殊なる生活状態運動遊戯乃至交通機關等に撮影すると共に雪國の自然美の數々を收めたる清新なる藝術的風景映畫なり。	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選作を脚色し、特作映畫社に委嘱して製作せしもの。罪人を父に持ち貧困と相俟ちて美しき人情の極致を發揮せる情味豊なる映畫なり。	就て全國に亘り夫々當代の權威者に依嘱し約一ヶ年を費して其の秘術妙技を撮影完成せしもの。以て之等古武道の精神及型を後世に傳ふると共に武道精神の鼓吹に資する所大なるものあらん。	本省撮影班が東京博物館の後閑理學士を指導者として八幡製鐵所の特別なる援助の下に同所に於ける作業實況を漏れなく苦心撮影せしもの。教科の補助として乃至各種工業の基礎たる製鐵工業の智識を普及する上に於て裨益する所尠からざるべし。	親孝行の漁師の網に懸りたる壺より何が現はれ如何なる場面の寓話なりと雖物語の内容と線畫の持つ獨特の味と相俟つて蓋し大人にも子供にも興味盡きざるものあるべし。	東京美術學校寫眞部に於て斯の方面に造詣深き畑保之氏を指導者として八百八島變化極りなき松島灣の風光乃至地理歴史の参考資料に富める名刹古蹟等を最も藝術的に撮影せしもの。	蚊の研究者として名ある東京帝大傳染病研究所技師山田信一氏指導の下に撮影せしもの。蚊の成長經過及其の疾病傳播狀況を最も詳細に示したる顯微鏡映畫なり。
一	五	五	二	一	二	一
(101,000)	(564,000)	(496,000)	(188,000)	(111,000)	(181,000)	(105,100)

(四) 鐵の光臨	(三) 陸上競技	(二) 病毒の傳播 (線畫)	(一) 日本三景	(四) 我國の農業	(三) 動物界の母性愛
懸賞募集映畫劇脚本一等當選作を日活會社に委嘱して映畫にしたもの。淋れゆく農村を背景とし、勤勉なる一青年の生活を描き、彼の父母の世に盡す公共心は遂に平和な村に還へるといふ人情味豊かなる映畫なり。	體育研究所をはじめ新道大家指導の下に各種陸上競技に關し、夫々我國一流の選手を集め、その競技振の模範的フオトコ△チ用映畫として作成したるもの。敏速の運動微妙の動作等は或は高速の撮影に其他種々の方法と技巧を用ひて説示したるもの。	恐るべき病毒が各方面に傳播する有様と之に對する注意豫防法等を示したるもの。概して難解無味なる斯種映畫の弊を以て、何人にも興味あり且容易に全部線畫にして示したるもの。衛生健康法の通俗教科書ともいふべき映畫なり。	日本三景「陸前の松島」「安藝の嚴島」「丹後の天の橋立」の風景を一巻に收めたる清新にして雅致ある藝術的風景映畫なり。	從來我が國に行はれたる農業と各地に於ける改良農業との實況を示し、以て我國農業の改善すべき道を説き、農業獎勵に資せんとするもの。學理の應用、經營の改善、機械農業の利用、各種副業等を詳細に收めたり。	蟲類等の下等動物より鳥類哺乳類等に至る迄諸種の動物が其の子を愛撫養育する様を撮影し、動物の習性親子間の情愛等を示したるもの。
四	三	一	一	二	一
(三六・〇〇〇) 九九〇	(三五・〇〇〇) 八九五	(二四・〇〇〇) 三二〇	(二一・〇〇〇) 二八五	(二九・〇〇〇) 五五八	(二五・〇〇〇) 二八九

(三) 親善人形のお使	(二) 我國の火山	(四) 婦人の優しき力	(三) 大正天皇御大喪の御儀	(二) 第三回汎太平洋學術會議	(一) 奉公父を助けて
國際親善の使として全米四十八州の兒童より我國に送られたる人形の模倣等詳細に收め、之を一般に知らしむると共に、後世に記念し、國際親善を廣く一般に知らしむるものと、本省にて懸賞募集せる映畫劇脚本當選作「子の爲親の爲」の改題し、日活會社に委嘱して製作したるもの。半生を數奇の運命に弄まれたる女工となり、貧苦と戦ひつゝ、其の子を養育して、然其の幸福の爲に波亂ある生涯を送るといふ美しき人情を描写せるもの。	本省撮影班が全國の著名なる火山に登り、その實景を撮影すると共に、附近の温泉、湖沼、河川等火山と密接の關係あるものを、總て之に收め、更に線畫を用ひて、説示する等多大の苦心を拂つて、漸く完成したるもの。一見して火山の分布、種類、特徴、成因、影響、其他火山に關する智識を修得し得、し。	都鄙山海を通じて或は昔ながらの或は近代的の婦人獨特ともいふべき多種多様な職業の實際する婦人の努力を更に、之等の職業に係はり、各種産業に貢献する婦人の職業を紹介し、我國婦人の風俗の一斑を知らしむると共に、婦人の職業指導上の資料に供せんとするもの。	大正天皇御大喪に際し、市内各所に於ける市民奉悼の實況、葬儀、列東淺川假驛より多摩御陵に到る靈輦の御行列の御模様等を漏れなく謹寫したるもの。	我國に於て開催せられたる第三回汎太平洋學術會議の狀況を詳細に收め、更に同會議に出席せる各國著名の學者の風貌を、お加へて之を廣く一般に知らしむると共に、永く後世に記念せんとするもの。	嘗て各新聞紙上に報道せられ、満天下の感激と同情の的となれる福岡縣馬小學校兒童渡邊保一家の哀れにも美しき忠孝美談を正確なる事實に基づき、本省に於て之に劇脚色し、陸軍省第六師團及福岡熊本兩縣廳の後援を得て完成せるもの。
二	二	一	一	一	四
(二二・〇〇〇) 四五五	(二四・〇〇〇) 六一〇	(二三・〇〇〇) 五五五	(二三・〇〇〇) 三〇五	(九六・〇〇〇) 二四〇	(二〇〇・〇〇〇) 一、〇〇〇

(五) 我が南洋	(五) 黒部峡谷探険	(五) 七つの夢(線畫)	(五) 十和田湖探勝	(五) 女子の體育	(五) 乳兒の榮養	(五) 蛙	(五) 「うみねこ」の蕃殖地 燕鳥
本省技師を東京高等商船學校の練習船大成丸に便乗せしめ、我が南洋の新領土、クック、ボナペ、クサイ諸島の風土、住民の衣食住、風俗習慣、産業、島の動植物等を初め、行政、教育、宗教、交通等の諸設備をも詳細に撮影し更に線畫を用ひて説示したるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導として人跡未踏の神秘境と稱せらるる、富山縣黒部川上流の峡谷を探険しその幽邃豪壯なる風景、珍奇なる動植物等を撮影すると共に一行の苦心探険の有様を示したるもの。	曩に懸賞募集せる映畫劇脚本梗概の一等當選作を改作し線畫として製作したるもの少年が一夜夢のうちに妖精と伴はれて七つの鳥々を巡り種々の事件に遭遇し様様の體験と教訓とを得て歸るといふ一篇の教訓童話。	新日本八景の随一と稱せらるる、十和田湖及其附近の明媚なな風光を最も藝術的に撮影したるもの。	從來、我國に於て比較的等閑視せられたる女子體育の必要を説き現行はれつゝある各種の女子體育、運動競技等の實際を示したるもの。	斯界に名ある前日本醫科大學小兒科々長石橋博士指導の下に、乳兒の榮養特に至難とせらるる人工榮養の方法及之に關する注意等を詳細に説示したるもの。	北海道千歳鮮鮭孵化場及び其附近に於ける蛙の捕獲、卵人工孵化等の實況を示したるもの。	「うみねこ」の群棲地として知られ、天然記念物として指定せられたる青森縣の燕鳥及び附近一帶の風光と「うみねこ」の棲息、蕃殖等の狀況を詳細に撮影したるもの。
六	二	一	一	一	一	一	一
(三三三〇〇)	(三三三〇〇)	(三四〇〇〇)	(三〇六〇〇)	(二一六〇〇)	(一一〇〇〇)	(三三三〇〇)	(三三三〇〇)
五八〇	五八〇	六一〇	二六七	二九〇	三〇五	二七五	二八〇

(五) 冬のスポーツ	(五) ポートとその漕ぎ方	(五) 悠紀主基齋田御田植祭	(五) 劔岳	(五) 御大禮の御儀	(五) 悠紀主基齋田拔穂式	(五) 閑院宮殿下御親閲 京都府青年訓練學校教練	(五) 十二指發育と其感染経路
數ある冬季のスポーツ中、最も壯快にして興味ある、スキー及びスケートにつき、各一流選手の競技振、種々の型、練習の方法等を撮影すると共に雪國特有の自然美の數々を収めたるもの。	日本漕艇協會指導の下に、國際オリンピック競技會出場選手に委嘱して、短艇漕法の理論と實際を撮影し、更にスカール漕法の、都下各大學のボート・レースの實況等を加へ一々詳細に説示したるもの。	御大禮諸儀中大嘗祭に供御の新穀を作り奉る悠紀主基兩齋田御田植祭の模様を詳細に収めたるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導者として、劔岳登山を試みる劔岳一帯の風光と危険なる高山登攀の實況を収めたり、	御大禮に際し京都行幸、宮城御發聲の御模様をはじめ、名古屋御駐蹕、京都御著筆、御即位式大嘗祭大饗神宮並山陵御親謁等の御模様を拜寫したるもの。	大嘗祭供御の新穀を作り奉る悠紀主基兩齋田に於ける拔穂式の御模様を詳細に撮影したるもの。	閑院宮殿下御親謁の下に行はれたる京都府に於ける青年訓練並に學校教練の實況を収めたるもの。	東京帝大傳染病研究所指導の下に人體寄生虫中最も恐るべき十二指腸虫に就きその發育狀態並に感染経路を或は顯微鏡撮影より或は線畫による等數ヶ月を要して詳細に撮影し加ふるに之に關する豫防驅除等の注意を詳細に説示したるもの。
一	一	一	二	一	一	一	二
(九六〇八〇)	(二〇〇〇〇)	(二二〇〇〇)	(一四六〇〇)	(三三六〇〇)	(二二二〇〇)	(三六〇〇〇)	(三三三〇〇)
二四七	一〇〇	二〇五	三三五	五九五	一〇三	一六五	五五〇

(六) 雪 國 の 一 日	(五) 魚 の 國 (線 畫)	(四) 實 業 補 習 教 育 (都 會 の 卷) (農 村 の 卷) (漁 村 の 卷)	(三) 體 操	(二) 有 用 動 物 「牛」	(一) 水 泳	(〇) 御 大 禮 觀 兵 式、特 別 觀 艦 式	(〇) 人 體 寄 生 蟲 と 其 の 中 間 宿 主
高田金谷山スキー場にて開催されし、全日本スキー大会の盛況とそれに出場せし諸感スキー選手の模範的の型を高速度撮影を利用し雪國獨特の風景を加へたるもの。	北海道上の風景と登山の實況とを撮影したるもの。一帯の風景と登山の實況とを撮影したるもの。	海底下に沈みし潜水艦に住める魚族は常に同族多く喰はれし爲、一同は結束し、一團となりて大敵鯨に向ひ見事に敵を斃せしも、その祝勝式の時あまり破目をはげせるため遂に漁夫に釣り上げらるゝといふ、油断大敵勝つて兜の緒をしめよの意を寓した児童向の教育漫画なり。	陸軍戸山學校、東京高等師範學校、東京女子高等師範學校、日本體育會、特操學校等に依頼して普通特操の各種目に亘り撮影しその模範的の型を示し體育獎勵に資したるもの。	牛の効用に就て各種の方面より觀察し一々之を説示し牛が我々日常生活と如何に密接なる關係を有するか如何に廣く利用せらるゝかを示したるもの。	日本游泳聯盟に委嘱して斯道の一流選手を集め、日本古來の各種游泳法及近時の競泳法等を一々精細に撮影しコーチ用として編輯したるもの。	代々木練兵場に於ける大禮觀兵式並に横濱港外に於ける大禮特別觀艦式の實況を撮影したるもの。	東京帝大傳染病研究所宮川博士指導の下に約半歳の日子を費して苦心完成したるもの、主要なる人體寄生蟲十數種につき一々その發育感染経路を明細に説示すると共に之等寄生蟲と其の中間宿主たる各種小動物との關係をも示したるもの、興味ある學術映畫の衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。
赤石岳を中心とする日本南アルプスの風景を紹介し併せて地理、登山上等の参考にするため、本省撮影班が本年初夏の頃十數日に亘り殘雪尙深き南アルプスを踏破して附近一帯の風景と登山の實況とを撮影したるもの。	北海道駒ヶ岳爆發の實況と附近一帯の慘害の實狀等を詳細に撮影したる實寫に多數の線畫を挿入し學術的説明を加へたるもの。曩に製作せる「我國の火山」の姉妹作なり。	聖上陛下大島八丈島及び關西地方行幸に際し、本省撮影班を各地に派し各地に於ける陛下の御親閱御研究御探勝等の御模様をはじめ、各地官民の熱誠をこめたる奉迎送の實況等を謹寫せしめ、宮内省交付のものをも加へ編輯したるもの。					
獨逸航空船ツェッペリン伯號の世界一週の途次我が國來訪に際し、その航空著陸乃至出航等の實況をはじめ、同航空船の構造設備等の模様をも撮影し、且つ線畫を加へて説示したるもの。	光輝ある我が歴史の跡をたぐね遠く建國の昔より現代に至るまで各時代幾多の國難に甘んじ一體舉國一致よくこれに處し我が文化を發達せしめたる過程を示し、國民精神作興と國力培養の直面せんとする國難を暗示し、國民精神作興と國力培養の方途を示したるもの。	我が國が現に遭遇しつゝある經濟難局の實情を人口、生活物質の難局に際して國民の尙浪費、奢侈、浮華、放縱等弊風力著しき指摘をして國民の自覺に訴へて舉國一致、勤儉力行以て國力を培養の方途を示したるもの。					
「蠶 蠶 蠶」の寓話を基として蠶の勤勉と蛙、蝮、蝶等の安逸放縱の二つの生活を對照して「夏歌ふものは冬泣く」といふ勤儉力行の精神を何人にも容易に會得し得らるゝやう興味深く説示した教訓漫画。							

(三) 海洋少年團御親閲	昭和五年六月、天皇陛下、静岡御巡幸の御特別の思召を以て、沼津御用邸より重須海岸に至る海上を少年團日本聯盟海軍部、練習船、義勇和爾丸に乗御、親しく、附近の明姫なる風光を収めたるものなり。	1 (110・00)
(四) 皇后陛下東京聾啞學校行啓	昭和五年七月二日、皇后陛下、東京聾啞學校に行啓、親しく聾啞教育の實際を御視察の上、當日特催されたる、學藝會の御模倣等を拜寫せるもの。	1 (106・00)
(五) 皇后陛下東京盲學校行啓	皇后陛下、昭和五年七月二日、東京盲學校に行啓、親しく盲教育の實際を御視察の上、同校職員生徒の音楽演奏會を御聴覽遊ばされし際の御模倣を拜寫したるもの。	1 (110・00)
(六) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	昭和五年八月、本省撮影班が長野縣大町を發して、鹿島槍ヶ岳、北槍ヶ岳、上尾尾根、北アルプス、背梁を布引岳、冷池、釜岳、種池、南に縦走して、岩小屋、澤岳の支脈を黒部、下廊下、下り、白龍溪の奇景を賞し、つ、上流平小屋に至り、針の木峠を経て、大町に歸着する迄、十數日間の行程を撮影し、變化に富める前後二巻に編輯せるもの。	2 (198・00)
(七) ガラスの話	板ガラス、ガラス器、其他各種ガラスの製造工程、品質、用途等を説示すると共に、日常生活の各方面に於けるガラスの普及の恩恵を示し、歴史に顧みて、現代に於ける科學の發達、俗科學工業工藝等の參考映畫なり。	2 (166・00)
(八) 鹽の話	我國に於ける製鹽法につき、説述せるものにして、專賣局山口縣三田尻試験場の盡力により、鹽田作業機械製鹽の數種、專賣局に於ける鹽の検査、上げの實際等、製鹽業の實際を洩れなく、撮影せるものなり。	2 (191・00)
(九) ろば(線畫)	インツフ物語中より、抽出せるものにして、自分に確かな考なく、他人の言葉に無暗に信賴する農夫の親子が「ろば」を市場に賣ると云ふ、教訓的風刺線畫なり。	1 (116・00)
(十) 禮儀作法	本映畫は、日常普通の基本的作法の型を各流派の何れにも編み、せるものにして、現在の實生活に適應し得らるる、様攝、編、勿論、茶菓の進め方、受け方、坐り方、歩き方等より、訪問接客等は、日常社會生活に必要なる、和洋兩様の基本的作法を示し、各種の場合に座席し得らるる、様説示したるものなり。	2 (106・00)
(十一) 全國男女青年代表御親閲	昭和五年十一月二日、日比谷公會堂に於て、舉行せる、令旨奉戴、十周年記念式典の實際と、翌三日、宮城前廣場に於ける、全國男女青年代表御親閲の御實況とを撮影、編輯せるものにして、各府縣代表の入京、宿舎出發入場の實際等をも之に加へたる、好箇の記念映畫なり。	2 (144・00)
(十二) 明治神宮奉納神事舞	明治神宮鎮座十年祭に際し、昭和五年十一月四日、全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を、特に本映畫製作のため、明治神宮外苑にて、行ひ、本省のみ撮影したるものなり。	1 (154・00)
(十三) 明治の輝	教育勅語發達四十周年、並明治神宮鎮座十年祭を記念し、維新の廣業を遂行し、文化今日の隆盛の礎を築かせ給へる、明治天皇を敬慕し、奉らむがため、御製に御遺物に其の他、天皇を偲ひ、奉る事物を映畫に撮影し、天皇御事蹟の一端を拜し、以て國民教化の資料に、供せんとするものなり。	2 (151・00)
(十四) 教育勅語發達四十周年記念式	昭和五年十月三十日、文部省及東京府市主催の下に、東京帝國大學に於て、舉行せられたる、教育勅語發達四十周年記念式典の實況を詳細に撮影せるものにして、同式典の盛儀を記念すべき唯一の映畫なり。	1 (100・00)

(二七) 御昭和五年十一月岡山練兵場	(二六) 水の力	(二五) 北伊豆震災
昭五年十一月、天皇陛下陸軍特別大演習御統監の御岡山練兵場に於て岡山、廣島山口三縣下の男女青年團員、在郷軍人、中等諸學校、青年訓練所生徒等の諸團體御親閱の御模様と同練兵場に於て行はれたる觀兵式の實況とを御示したるものなり。	宮城縣金山沖に於ける捕獲鯨處理の模様等を撮影し加ふるに及捕鯨會社に於ける捕獲鯨處理の模様等を撮影し加ふるに鯨の効用をも示したるもの。	葉末の一滴よりやかて溪流となり、河となり海となる優し、くも偉大なる水の力と効用とを説きたるものにして、灌漑、通運、發電等をはじめあらゆる機會にあらゆる形態を以て人生に無限の恩恵を與へる水の効用を示したり。
二 (七三・〇〇) 五三〇	二 (九〇・〇〇) 四七五	一 (一五〇・〇〇) 三七五
昭五年十一月二十六日北伊豆地方に起りたる地震被害の實況並地面に現はれたる地震の影響等につき線畫を加へ詳細に撮影したるものにして一見直ちに當時の慘狀を知ることを得べし。		

映畫に關する事項は
 文部省社會教育局庶務課に
 照合せられたし

終